

気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定書（案）

真庭市(以下「甲」という。)と〇〇(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設について、熱中症による人の健康に係る被害の発生の防止が図られるよう、当該施設の指定暑熱避難施設としての指定及び運営に当たり必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定で使用する用語の定義は、気候変動適応法の用語の定義によるものとする。

（協定の目的となる指定暑熱避難施設）

第3条 この協定の目的となる指定暑熱避難施設(以下「対象施設」という。)の名称、所在地及び対象施設における住民その他の滞在の用に供する部分(以下「供用部分」という。)は、別表に掲げるとおりとする。

（開放可能日等）

第4条 対象施設の開放可能日等、開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数は、別表に掲げるとおりとする。

（施設の管理）

第5条 乙は、気候変動適応法及び気候変動適応法施行規則に定める指定暑熱避難施設の基準に適合するように、対象施設の供用部分を適切に維持管理するものとする。

2 甲は、対象施設の供用部分について、指定暑熱避難施設として住民その他の者の滞中に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、乙に対し、改善を申し入れることができる。

（熱中症特別警戒情報の発表時の対応）

第6条 甲は、岡山県を対象とする熱中症特別警戒情報の発表を知ったときは、その旨を速やかに乙に伝達するものとする。

2 乙は、前項の伝達を受けたときは、当該熱中症特別警戒情報の発表期間中、第4条に定める開放可能日等において、供用部分を一般に開放するものとする。

3 前項による対象施設の開放中における住民その他の者の滞中に係る対応は、乙においてこれを行うものとし、必要に応じ甲に協力を求めることができる。

（熱中症特別警戒情報の発表時以外の対応）

第7条 乙は、熱中症特別警戒情報の発表時以外においても、住民その他の者が暑熱

を避けるための滞在場所として、第 4 条に定める開放可能日等において、供用部分を一般に開放するよう努めるものとする。

2 前条第 3 項の規定は、前項の規定により供用部分を一般に開放する場合において準用する。

(変更の協議)

第 8 条 乙は、対象施設の営業時間の変更や増改築等に伴い本協定の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ甲と協議するものとする。

(協定の有効期間)

第 9 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和〇年 3 月 3 1 日までとする。ただし、当該期間の満了の 1 か月前までに、甲又は乙のいずれからも協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、協定は、引き続き同一の条件で現行有効期間満了翌日の 4 月 1 日から 1 年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第 10 条 本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項について取扱いを定める必要があるときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書 2 通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 岡山県真庭市久世 2927 番地 2
真庭市
真庭市長

乙 岡山県〇〇
〇〇〇〇
〇〇 〇〇 〇〇

別表

対象施設の概要等

名称		〇〇〇
所在地		真庭市〇〇
開放可能日 及び時間帯	曜日	〇曜日～〇曜日
	時間	午前〇時〇分～午後〇時〇分
	特記事項	〇〇〇
受入可能人数		〇人
共用部分の概要		〇〇
管理担当	担当部署	〇〇
	連絡先	TEL : 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇